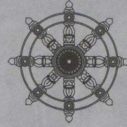


# 全仏

ZENBUTSU



# 449

仏暦2542年6月(1999年)  
財団法人 全日本仏教会  
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



タイ、WFB 本部前の濱野堅照会長と Phan Wannamethee WFB 会長  
(関連記事2頁)

仏教とマルチメディア  
加盟宗派顧問弁護士連絡会

# 濱野堅照会長、WFB本部訪問

Phan Wannamethee WUB会長らと会談

四月十二日、本会濱野堅照会長以下、真言宗豊山派内局一行は、タイの世界仏教徒連盟(WFB)本部を表敬訪問した。

一行は、バンコク市内、スクンビット通りにあるWFB本部を訪問。玄関で歓迎を受けた後、二階の礼拝堂に案内された。そして濱

野会長が釈尊のまつられていた壇に灯火を捧げ、一同で御法楽を上げた。終わって、鳥居真言宗豊山派宗務総長、若槻同教務部長らが献花をおこなった。

その後、一行は本部三階の会議室へ移動し、WFB本部関係者らとの会談が行われた。W

F B本部からは、Phan Wannamethee 会長、Calom Wisnoi 副会長、また駐タイ、ネパール大使らも出席した。

その席の挨拶で Phan Wannamethee 会長は、釈尊の教えの尊さ、それを現代に広げることによる世界平和の実現の必要性などを分かりやすく説明し、世界の仏教徒の交流の必要性を強調した。

今回の訪問によって双方の理解を深め、今後のより一層の友好の礎を築くことができた。

## 同宗連総会



WFB 本部前の訪問団と WFB 本部関係者



同宗連総会(4月23日 於 天理教本部)

四月二十三日、奈良県天理市の天理教本部で、第十九回『同和问题』にとりくむ宗教教団連帯会議(略称、同宗連)総会が開催され、前年度事業報告ならびに、新年度事業計画、予・決算などが原案通り可決された。

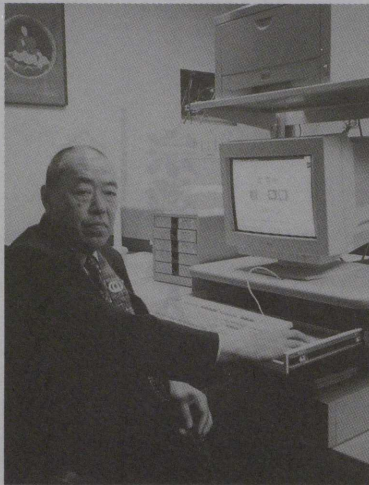
また、任期満了に伴い、天理教が議長教団に選出され、西田伊太郎天理教啓発委員会委員長が新議長に就任した。また副議長教団に真言宗智山派、神社本庁、立正佼成会。企画委員長教団に浄土真宗本願寺派。広報委員長教団に曹洞宗。幹事教団に神理教、臨済宗円覚寺派がそれぞれ決まった。

総会には加盟三十七教団、来賓の部落解放同盟、都道府県同宗連。また全日本仏教会、新日本宗教団体連合会、日本キリスト教協議会等の協賛団体の代表が多数出席した。

# 仏教とマルチメディア

仏教とマルチメディア研究会座長

## 田代弘興師



田代弘興師

今回は仏教とマルチメディア研究会座長の田代弘興師（真言宗豊山派教化センター事務局長）にお話を伺った。（文責 社会部）

※ ※ ※  
はじめに「仏教とマルチメディア研究会」についてお話をください。

全日本仏教会では、加盟団体からの委員で構成される「仏教とマルチメディア研究会」を設置し、進展著しいマルチメディアの、布教伝道、宗団の実務処理、各寺院の事務などへの応用の可能性を研究しています。

具体的には研究会を開催し、各宗派のOA化についての情報交換、専門家を講師に招い

ての勉強会、また実際に各教団に赴いてマルチメディア関連の施設やその運用状況について見学するなどの活動を活発に行っています。今回の、京都での公開セミナーについてお話し下さい。

来る六月八日（火）リーガロイヤルホテル京都を会場に、マルチメディアに関する公開セミナーを開催いたします。

午後一時から愛知県立大学の小栗宏次教授を講師に招いての基調講演、加盟団体関係者によるシンポジウム、また午前十一時から午後六時まで、関連団体やマルチメディア関係者による展示体験コーナーを設置します。

その中には、以前『全仏』誌の中でも紹介させていただいた、大蔵経のテキストデータベース化に取り組みられておられる、「大蔵経テキストデータベース研究会（略称SAT）」、またインド学仏教学会データベースセンター（略称IBBUDS）、また禅文化研究所にも寺院統合管理システム「擔雪」を出展していただく予定です。また多くの、パソコンソフトハウスやマルチメディア関連会社の最新の製品にも実際に触れていただけたらと思います。

マルチメディア全般についてのお考えと今後の展望についてお話し下さい。

マルチメディアを仏教に応用する際の考え

方は、加盟各宗派でも異なりますし、実際に取り組まれている方でも一人一人異なります。たとえばインターネットを利用して今まで対象とならなかった方々へ新たに伝道の門戸を開くこともできます。反対に企業という利益を追求する集団とは異なる、我々伝統教団の組織で、果たしてOAによる効率化が必要なのか、場合によってはOA化によって不必要なリストラが進むことはないのか。こうした議論もあります。

また、布教伝道とは人から人へが原則で、それをメディアなどの間接的なものが代替できるものなのかどうか。大切なものが抜け落ちてしまうのではないか。逆に、新しいメディア故にできる効果的な布教教化もあるのではないか。こういった点も考える必要があるのではないのでしょうか。

このように仏教とマルチメディアの間にはさまざまな課題や可能性が横たわっているのです。

今回のセミナーでは、さまざまな立場から多角的にマルチメディアの現状と将来、そして仏教界への応用について参加者の皆さんと一緒に理解を深めるつもりです。入場は無料ですので、一人でも多くの方の参加をお待ちしています。

## 全日本仏教会加盟宗派顧問弁護士連絡会

# 宗教法人法改定に伴う「書類(写し)提出義務」について

全日本仏教会顧問弁護士

## 長谷川正浩

### 一、開催に至るまで、

全日本仏教会(以下、全日仏という)の加盟宗派には多くの顧問弁護士の方が居られる筈である。それらの顧問弁護士に集まって戴き情報を交換したり、意見を交えたりすることは、極めて有意義なことである。特に近年は改定された宗教法人法、臓器移植法、情報公開法等々寺院をとりまく法的課題が山積し



長谷川正浩弁護士

ているから、右のような試みは必ず多くの成果が得られるに違いない。

ここ数年私はこのような思いをずっと胸に秘めていた。ところが昨年の三月の理事会で偶然にも事務総局から同じような提案が行われた。折しも昨年十月七日の理事会の席上、京都府仏教連合会から、改定された宗教法人法のうち、「書類提出義務の法的問題」について全日仏として検討する必要があるとの提案がされ、これが理事会に於いて賛同を得た。その後十一月十三日付で京都府仏教連合会理事長から全日仏理事長宛に四項目にわたる検討事項が呈示された。

そこで事務総局は加盟宗派顧問弁護士連絡会において検討することにし、各宗派に対し顧問弁護士のリスト提出を求めた。それによ

り四十三名の顧問弁護士が明らかになった。多くの顧問弁護士をかかえている為、代表の者にしほった宗派もあることから、実数はもっと多いと思われる。

お名前を拝見すると、法曹界の重鎮を含み、宗教法学会で活躍中の方々、若手で新進気鋭の方々等、誠が厚く極めて心強い限りである。半数近くは僧籍を持たれた方がおられ、なかには現役の住職を兼務している方も数名おられた。

そして本年三月三十一日、東京の明照会館会議室において第一回の会議が持たれたものである。

### 二、会議の様様

当日は出席者二十三名であった。出席した顧問弁護士全員が意見を述べたが、その意見

は加盟宗派の意見に拘束されることなく発言者の個人的見解であること、誰の発言かは個別的に公表しないこと等の了解が事前に行わ



加盟宗派顧問弁護士連絡会  
三月三十一日、於、明照会館会議室

れた。

浄土宗顧問弁護士の矢吹輝夫先生を座長に京都府仏教連合会から呈示された、次の四項目につき、一人一人が意見を述べるといいう形で進められた。四項目は次のとおりである。

① 信教の自由の侵害、法律的不備等による憲法違反の疑いの有無について

② 使用目的の限定が不明確なことに基づく行政裁量による拡大解釈と官庁による管理介入の危険性の有無について

③ 戦前の「宗教団体法」の再現の危険性、即ち「認証制」から「許可制」に変えることにより国家が宗教を管理することへの危険性について

④ 提出書類の種類や提出回数の変更の可能性について

発言は多岐にわたったが、改定に積極的に賛成する意見はなかった。私なりに各項目別にまとめると次のようになろう。

① 違憲性の問題については積極的に違憲とするほどではないという意見が多かった。

② 官庁による拡大解釈と管理介入の危険性については、所轄庁がどのように取り扱うか今後監視する必要があること、③の国家が宗教を管理することへの危惧については、民主主義が成熟している現代では、戦前のような宗教管理や弾圧は考えにくいこと、④の提出書

類の種類や提出回数については再考の余地があること。

### 三、個別的意见の紹介

私のメモをもとに、個別意見を紹介すると、次のようになる。

① 信教の自由の制限をうけていることについてはどこまで我慢できるかにかかわる。我慢できるレベルは各教団によって異なり、全日仏傘下の教団によって異なる筈である。

② オウム事件があつたため改定に批判がでさなくなつた。そのため議論に深みがなかつた。各宗教法人で、何が、どこで、どういう問題があるのか細かく議論する必要がある。

③ 合憲ではあるが改定は妥当ではない。し

## 全日本仏教会 ホームページ

<http://www.jtvan.co.jp/~jbf>

内容

- ・全日本仏教会からのおしらせ
  - ・加盟団体一覧（加盟団体ホームページへのリンク有）
  - ・改定宗教法人法に伴う宗教法人の備え付け・提出書類書式のダウンロード
  - ・『全仏誌』より
  - ・関連団体URL集 など
- ※全日本仏教会のメールアドレスが下記に変更になりました。

[jbf@opal.famille.ne.jp](mailto:jbf@opal.famille.ne.jp)

かし弁護士としては悪法といえども甘んじて受ける。再改定に努力すべきである。

④ 宗務庁の担当の者の話し合いの中では、小さい寺では法人運営になれていないので良い機会であるという意見が出た。

⑤ 個人的には改定経過の中で反対意見を述べたことがある。府仏連提案の四番目、提出書類の種類や回数などで再検討することについてはまとまるのではないか。

⑥ 任職は重荷になっている。宗教団体自体に自浄作用が働かないと国民の支援が得られない。

⑦ 宗門では特に問題ないといっているが、私自身は再検討の余地ありと思う。運用面に注意を要すると思う。

⑧ 改定が拙速であるが憲法違反とは思わない。提出も止むを得ないだろう。しかし信者サイドから考える必要がある。寺はズルいと思われてはいけない。今後運用の実態を見て意見を云うことが重要である。情報公開法上不開示とすることは情報を官のみが把握することになって問題である。

⑨ 違憲かどうかの判断は立法目的が止むに止まれぬものかどうか、目的と手段の関連性が合理的か、手段が必要最小限のものかによって決まる。

⑩ 教団の方では書類を提出している。突っ

込んで調べていない。予決算は公開されている。

⑪ 役員名簿は信仰告白につながるのではないか。

⑫ 憲法違反とまでは云えないのではないか。裁判所も違憲とは云わないだろう。しかし十八万法人を一律にやるのが妥当かどうか問題



参加者により、熱心に意見交換が行なわれた。

題がある。

⑬ どこにどのような問題があるのか良くわかった。

⑭ 統一協会の事件をやっている。おかしところほど信教の自由をふりかざす。社会的相当性から考えていけば理解が得られるのではないだろうか。

⑮ 改定するとき、宗教バッシングが起きた。改定の目的をしっかりと把握必要がある。青空寺院が判明するというメリットはある。

⑯ 税務署へ書類を提出することについては抵抗が少ないのは何故か。単立宗教法人と包括宗教法人は分けて考える必要がある。後者は必然的に自浄作用が働き、問題のある教団は少ない。

⑰ 立法手続が拙速である。違憲とまではいえない。しかし運用上問題は起こり得る。あいまいな文言(正当な利益、不当な目的)もある。これを明確化することは法律家の役割である。戦前に帰るようなことはあり得ないと思う。提出回数、提出書類については改善の余地がある。

⑱ 提出書類が広範囲となっている。その使用方法、使用目的が不明確だから、運用違憲の可能性はある。

⑲ 四項目について意見を述べるのは準備不足である。教団からは何んの相談もなかった。

書類も見たことがない。裁判所で信用がないのは銀行と宗教団体であるということも知ってほしい。

⑳所轄庁は適正な運営をはかる責務があるといっているが、その法的根拠は明らかでない。宗務課長であった中根氏によると、所轄庁は適正な運用を確保する上で指導助言ができること云っているが、それには基本的な問題がある。今後運用を見守っていく。改定が審議された宗教法人審議会では、前回は四年かかって改定されなかった。今回は半年の審議で改定された。始めに改定ありきである。宗教家の自覚によって国民に寄与することが問題の核心だと思った。

#### 四、今後の方向

初めての試みであり準備不足もあったが、大方の出席者からは好評であった。ただ発言の内容から、このテーマについて各教団からは、顧問弁護士は十分に相談にあずかってはいないのではないかという印象をうけた。私を除いてはいづれも錚々たる方々ばかりである。この連絡会がその機能を十二分に發揮することが出来れば、宗教をめぐる法律問題については実務上の観点から相当な寄与ができるなどという印象を持った。十分な予算を組んで戴き、全日仏のために顧問弁護士に働く機会を十分与えて戴きたい。

### 加盟宗派顧問弁護士一覽

- 原 秀男(天台宗)・竹下正巳(天台宗)・堤中良則(和宗)・角 源三(和宗)・成田由岐子(和宗)・八代紀彦(和宗)・中村文也(孝道教団)・竹内知行(念法真教)・本井 巽(高野山真言宗)・田中義信(高野山真言宗)・長谷川正浩(真言宗智山派)・宮永基明(真言宗智山派)・横溝正子(真言宗智山派)・熊野明夫(真言宗豊山派)・岡田弘隆(真言宗豊山派)・福井正明(真言宗豊山派)・横山正夫(新義真言宗)・前田 修(真言宗須磨寺派)・安武敏夫(東寺真言宗)・別城信太郎(東寺真言宗)・矢吹輝夫(浄土宗)・西村真人(浄土宗)・松本俊正(浄土宗西山禅林寺派)・森川清一(浄土真宗本願寺派)・寺内清規(浄土真宗本願寺派)・安武敏夫(浄土真宗本願寺派)・松本健男(浄土真宗本願寺派)・藤原弘道(浄土真宗本願寺派)・黒田修一(浄土真宗本願寺派)・山下孝之(真宗大谷派)・松枝尚哉(臨濟宗妙心寺派)・福岡宗也(臨濟宗妙心寺派)・立野造(臨濟宗南禅寺派)・三宅 陽(臨濟宗建長寺派)・雨宮真也(曹洞宗)・吉田賢三(曹洞宗)・村瀬尚男(黄檗宗)・永倉嘉行(日蓮宗)・長谷川正浩(日蓮宗)・中嶋一麿(法華宗本門流)・大堀昭二(法華宗陣門流)・中村 悟(華嚴宗)・本多久美子(華嚴宗) (敬称略・順不同)

## 全日本仏教会 無料法律相談室

全日本仏教会では、長谷川正浩弁護士による、本会関係者を対象とした無料法律相談室を開設しています。

相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等、ご自由ですが、現在、宗教法人法の改定に伴い、相談件数が増えています。相談をご希望される方は、必ず電話で予約をお願いいたします。

**日時** 原則として毎月第二・第四木曜日

午後一時～

**場所** 明照会館

(東京都港区芝公園四一七―四)

**予約** 全日本仏教会事務総局

〇三―三四三三七―九二七五

# 事務局録事

五月

- 十一日 監査会
- 十三日 法律相談室
- 十八日 局内会議
- 文化庁宗務課との懇談会
- 二十六日 ルンビニー事務連絡会議

## 全日本仏教会

仏教とマルチメディア研究会公開セミナー

### 仏教とマルチメディア

◎六月八日(火)

展示会 午前十一時～午後六時

基調講演、シンポジウム

午後一時～五時

◎リーガロイヤルホテル京都(入場無料)

◎内容

マルチメディアの仏教界への今後の適用の可能性について

基調講演

小栗宏次氏 (愛知県立大学教授)

加盟団体関係者によるシンポジウム

マルチメディア関連業者の展示

※お問い合わせ

全日本仏教会事務総局社会部

電話〇三―三四三七―九二七五

二十七日 同和委員会

法律相談室

三十一日 理事会

## 哀 悼

清水公照師

五月六日遷化 八十八歳

華厳宗元管長

平成十一年度教化セミナー

葬儀のこれからを考える

◎六月三十日(水) 午後一時半より

◎芝・増上寺三縁ホール

◎内容 シンポジウム

パネリスト(順不同)

奈良康明師 (駒沢大学教授)

大村英昭師 (大阪大学教授)

村上興匡氏 (東京大学助手)

※お問い合わせ

全日本仏教会事務総局社会部

電話〇三―三四三七―九二七五

## 仏旗・バッチ

### 頒布御案内

大仏旗 たて一四〇cm×よこ二二〇cm

三三、〇〇〇円

中仏旗 たて九〇cm×よこ一三五cm

一八、〇〇〇円

小仏旗 たて七〇cm×よこ一〇〇cm

九、三〇〇円

手旗 たて三五cm×よこ五〇cm

八、〇〇〇円

法輪旗 たて九〇cm×よこ一三五cm

七、四〇〇円

仏旗バッチ 二cm×四・五cm

五〇〇円

法輪バッチ 直径一cm

一、〇〇〇円

お申し込み

### 全日本仏教会財務部

電話 〇三―三四三七―九二七五

FAX 〇三―三四三七―三三二六〇